

家畜衛生情報

家畜伝染病予防法が一部改正され5月19日に公布されました!

改正のポイント

詳しくは
こちら

豚熱に係る選択的殺処分の実施

農林水産省 家畜伝染病予防法改正 令和8年

検索

- 殺処分の範囲を全頭から選択的に見直し(概ね子豚の処分に限局)
- 概ね3か月間の監視(移動制限+報告徴求)
- 監視期間中でも、防疫措置の完了後に症状のない豚は出荷等の移動が可能

輸入禁止品への対応強化

- 検疫をすり抜けて国内に流入した肉製品等の輸入禁止品の販売等を禁止
- 家畜防疫官に、外国食材店等への立入検査及び輸入禁止品の廃棄権限等を付与

ランピースキン病を家畜伝染病に格上げ(牛)

改正の背景・趣旨

- 豚熱発生農場の経営に与える影響や防疫措置に係る人的・精神的・財政的負担を軽減しつつ、まん延防止の徹底との両立を図ることが求められていた
- 近年、違法輸入畜産物の国内の外国食材店での販売が散見され、早急に対応が必要
- 令和6年11月、福岡県でランピースキン病の変異ウイルスが発生、熊本県まで被害が拡大

選択的殺処分について

1 殺処分の範囲

県が国と協議の上、決定

- ① ワクチン免疫が成立していない豚
未接種・接種後20日未満・発育不良豚
※ 3回目の消毒完了後に生まれた子豚を除く
- ② 症状が認められ、PCR検査陽性となった豚
- ③ その他家畜防疫員が必要と判断した豚

ただし…

- ・接種時期・方法が県の指示どおりでない
⇒ 繁殖豚を含む全頭殺処分
- ・感染が農場に広範囲に浸潤している
⇒ 繁殖豚以外の全頭殺処分

2 防疫措置

- (1) 感染状況確認検査
全頭臨床検査
⇒ 異常豚はPCR検査
- (2) 殺処分等・消毒
殺処分は1週間以内を目途に
消毒は1週間間隔で3回

3 監視プログラム

- ・移動制限、県への状況報告(報告徴求)を約3か月間実施
- ・防疫措置終了後(発生から約3週間後)症状のない豚は、と畜場への出荷と肥育農場への移動が可能

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223	県庁園芸畜産課	026-235-7232

家畜伝染病予防法の改正に関するご相談は家畜保健衛生所まで